

## 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和3年(2021)6月 日  
(名称) 下関市地域公共交通会議

### 生活交通確保維持改善計画の名称

下関市地域内フィーダー系統確保維持計画

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

合併前の菊川、豊田、豊浦、豊北地域においては、住民の移動手段を確保するためそれぞれ生活バスが運行されていたが、地域によって運行の態様等は様々であった。

その後の合併協議において新たな制度の構築がされることになり、4町地域のバス交通制度について、サービス水準の統一や地域間における公平性を図りながらそれぞれの地域状況にあった移動手段を確保するため、平成20年度に「下関市地域交通総合連携計画」を策定した。この基本方針に基づき、各地域内のバス交通計画を作成し、平成21年度「地域公共交通活性化・再生総合事業」の支援を受け、実証運行を経て、平成22年4月から本格運行を実施した。

平成24年度からは「地域公共交通確保維持改善事業」の支援を受け、運行を継続的に行っているところであるが、利用者数は減少傾向にあり、運行を取り巻く環境は厳しい。

平成30年3月には下関市地域公共交通網形成計画を策定し、実施施策として「生活バス路線の再編」「生活バスの運行」を定め、その後、「下関市地域公共交通再編実施計画」策定における取組みとして、公共交通不便地域のアクセス改善や生活交通確保の検討を行っている。

豊田・菊川地域では、広域移動を担う路線バスが幹線道路を運行しており、生活バスについては地域内交通として路線バスを補完する支線の役割を担っている。

生活バスを運行している地域は、集落が分散しており、集落から幹線道路の路線バス停留所までは距離がある過疎地域及び中山間地域等であり、生活バスは日常生活に不可欠な交通弱者の交通手段として機能している。

当該地域住人の生活圏は、各地域内のほか、下関市の中心部や豊浦、豊北、長門市方面にまで及んでおり、生活バスが広域移動の手段である幹線バス路線にも接続している必要性が非常に高い。

以上より、今後も継続的な公共交通の維持と、住民の生活交通手段を確保し続ける事が、必要不可欠である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

平成 30 年度計画にて、平成 30 年 4 月に開始した生活バスのワンコイン化（100 円化）による利用頻度の拡大と潜在需要の開拓により、平成 31(2019)年～令和 3（2021）年の 3 年間をかけて利用者数が 15%増加することを見込み、令和 3 年度の目標利用者数を設定。

豊田、菊川地域では年々人口が減少し、令和 3 年度以降も人口減少が進むものと見られるが、デマンド運行については令和 3 年度目標利用者数の維持を目標とし、菊川にて運行する定時定路線の内、補助対象とする 2 路線については 1 回当たりの平均輸送人員 2 人以上を目標とし、目標利用者数を設定。

目標利用者数：令和 4 年(2022)度 豊田地域 2,350 人/年、菊川地域 5,610 人/年  
令和 5 年(2023)度 豊田地域 2,350 人/年、菊川地域 5,610 人/年  
令和 6 年(2024)度 豊田地域 2,350 人/年、菊川地域 5,610 人/年

### (2) 事業の効果

生活バスを維持することで、買物や通院など各地域内における生活のための移動手段が確保され、高齢者等の外出促進が図られると共に、幹線系統に接続することで広域移動の機会についても確保される。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

実施主体：下関市

- ・乗車料金の一律ワンコイン（100 円）を継続。（H30 年 4 月～）
- ・再編実施計画に伴う、運行の見直し
- ・地域のイベントや集会に合わせて乗り方教室等を開催
- ・広報チラシの回覧などによる住民意識の醸成
- ・コロナ対策の実施と広報

（車内の定期的な換気と消毒、運転手及び利用者のマスク着用徹底、感染防止対策への協力の呼びかけ）

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）による「表 1」添付。

### 【表 1 への添付資料】

- ・運行系統図
- ・運行系統概要一覧
- ・チラシ、時刻表

### 【補助要件の具備】

要綱別表 7（第 16 条第 1 項関連）

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（補助対象事業の基準）より

ハ②(1) 過疎地域等のいずれかをその沿線に含む地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統による運行であること

→ 別添「運行系統図」及び「運行系統概要一覧」参照。

②(2) 半径 1 キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地その他の交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統であること。

→ 別添「交通不便地域指定地区」図参照

ニ 既存交通ネットワーク等との整合が図られていること。

→ 別添「運行系統図」のとおり既存バス路線とすみ分けを行っている。

ホ③ 前年度補助対象期間から地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画に基づき運行されているもの

→ 豊田地域： 空路子線、一の俣線、今出線、一の瀬線

菊川地域： 樫ノ木・保木線、内日・田部循環線、久野線

### 【運行予定者の選定】

地域に密着した運行内容であることから、地域の道路事情を熟知し、市内に営業所を持って不測の事態にも対応可能な体制の事業者を市の登録事業者から選定し、総合的に判断するために指名競争入札を行う。

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

市が運行を委託するため、補助対象経費から国庫補助金額を引いた額を委託料として市が負担する。

## 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

下関市

## 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

### 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※ 法定協議会を補助対象事業者としないため該当なし

## 8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

### 【地域間幹線系統のみ】

※ 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため該当なし

<p>9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p> <p>※ 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p> <p>※ 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性</p> <p><b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b></p> <p>※ 該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p><b>【地域内フィーダー系統のみ】</b></p> <p>「表5」を添付</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性</p> <p><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p> <p>※ 該当なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</p> <p><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p> <p>(1) 事業の目標</p> <p>※ 該当なし</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>※ 該当なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者</p> <p><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p> <p>※ 該当なし</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）</p> <p><b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p> <p>※ 該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性</p> <p><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p> <p>※ 該当なし</p>
<p>18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果</p> <p><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p> <p>(1) 事業の目標</p>

※ 該当なし
(2) 事業の効果
※ 該当なし
<b>19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額</b> <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※ 該当なし
<b>20. 協議会の開催状況と主な議論</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 20 年 3 月 8 日 協議会の設立</li> <li>・平成 25 年 4 月 15 日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価</li> <li>・平成 25 年 6 月 24 日 生活交通ネットワーク計画協議 (H26～H28)</li> <li>・平成 26 年 6 月 26 日 生活交通ネットワーク計画協議 (H27～H29)</li> <li>・平成 26 年 12 月 12 日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価</li> <li>・平成 27 年 2 月 3 日 生活バス (菊川地域) のバス停新設に係る協議</li> <li>・平成 27 年 6 月 25 日 地域内フィーダー系統確保維持計画協議 (H28～H30)</li> <li>・平成 27 年 12 月 9 日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価</li> <li>・平成 28 年 3 月 10 日 生活バス (豊田地域) の運行ルートの変更に係る協議</li> <li>・平成 28 年 6 月 27 日 地域内フィーダー系統確保維持計画協議 (H29～H31)</li> <li>・平成 28 年 12 月 19 日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価</li> <li>・平成 29 年 5 月 29 日 自家用有償旅客運送の更新登録に係る協議</li> <li>・平成 29 年 8 月 29 日 地域内フィーダー系統確保維持計画協議 (H30～H32)</li> <li>・平成 29 年 10 月 30 日 下関市生活バスのワンコイン化について</li> <li>・平成 29 年 12 月 19 日 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について</li> <li>・平成 30 年 2 月 26 日 第 8 回下関市公共交通整備検討委員会 (下関市総合交通戦略・網形成計画の承認)</li> <li>・平成 30 年 3 月 30 日 下関市地域公共交通網計画策定</li> <li>・平成 30 年 4 月 23 日 粟野地区コミュニティタクシーの廃止について</li> <li>・平成 30 年 6 月 25 日 地域内フィーダー系統確保維持計画協議 (H31～H33)</li> <li>・平成 30 年 7 月 10 日 下関市地域公共交通会議の新委員就任に伴う新会長・副会長の選任について</li> <li>・平成 30 年 9 月 5 日 下関市・山口宇部空港直行乗合タクシー事業計画 (案) について</li> <li>・平成 31 年 1 月 10 日 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について 下関市総合交通戦略 (下関市地域公共交通網形成計画) の進捗管理について</li> <li>・令和元 年 6 月 24 日 平成 30 年度市町村運営有償運送の運行状況について 地域内フィーダー系統確保維持計画について 下関市総合交通戦略 (下関市地域公共交通網形成計画) の進捗管理について</li> <li>・令和 元年 8 月 8 日 生活交通改善事業計画 (バリアフリー化設備等整備事業) 案について</li> </ul>

- ・ 令和元年 12 月 24 日 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金・地域公共交通再編推進事業）に関する事業評価について  
 菊川町生活バス「縦ノ木・保木線」貨客混載試行運行の実施について  
 菊川児童クラブ移転に伴う菊川地区生活バスの一部経路変更について
- ・ 令和 2 年 2 月 14 日 下関市地域公共交通再編実施計画(案)の策定について（報告）
- ・ 令和 2 年 5 月 21 日 下関市生活バス 運行方法の変更計画（案）について  
 下関市生活バス 停留所の名称変更について  
 下関市生活バス 運休日の変更について
- ・ 令和 2 年 7 月 15 日 自家用有償旅客運送 登録の更新について  
 地域内フィーダー系統確保維持計画について  
 令和元年度自家用有償旅客運送の運行実績について  
 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の進捗管理について  
 下関市地域公共交通再編実施計画の策定について
- ・ 令和 3 年 1 月 6 日 令和 2 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について  
 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業（バリアフリー化設備等整備事業）に関する事業評価について  
 菊川町生活バス「縦ノ木・保木線」貨客混載について
- ・ 令和 3 年 6 月 日 地域内フィーダー系統確保維持計画について  
 令和 2 年度自家用有償旅客運送の運行実績について  
 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の進捗管理について

## 21. 利用者等の意見の反映状況

- ・ 地域のイベント（敬老会等）で、広報チラシを配布した住民意識の醸成。
- ・ 広報チラシの回覧などによる住民意識の醸成。
- ・ 生活バス路線沿線住民へのアンケート実施。
- ・ アンケート結果及び地元要望等を、バス路線の再編実施計画に反映。

## 22. 協議会メンバーの構成員

- ・ 下関市連合自治会 会長
- ・ サンデン交通株式会社 取締役自動車部長
- ・ ブルーライン交通株式会社 代表取締役社長
- ・ 一般社団法人山口県タクシー協会 理事

- ・西日本旅客鉄道株式会社下関管理駅 管理駅長
- ・全国交通運輸労働組合総連合中国地方総支部山口県支部 執行委員長
- ・国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所 交通対策課長
- ・中国運輸局山口運輸支局 首席運輸企画専門官
- ・下関警察署 交通官
- ・山口県下関土木建築事務所 所長
- ・社会福祉法人下関市社会福祉協議会 常務理事
- ・公立大学法人下関市立大学 准教授
- ・下関商工会議所 振興部 産業振興課長
- ・下関市建設部 部長
- ・下関市港湾局 局長
- ・下関市都市整備部 部長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 下関市南部町1-1

(所 属) 下関市都市整備部交通対策課

(氏 名) 河崎 麻衣子

(電 話) 083-231-1441

(e-mail) [tskotsut@city.shimonoseki.yamaguchi.jp](mailto:tskotsut@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

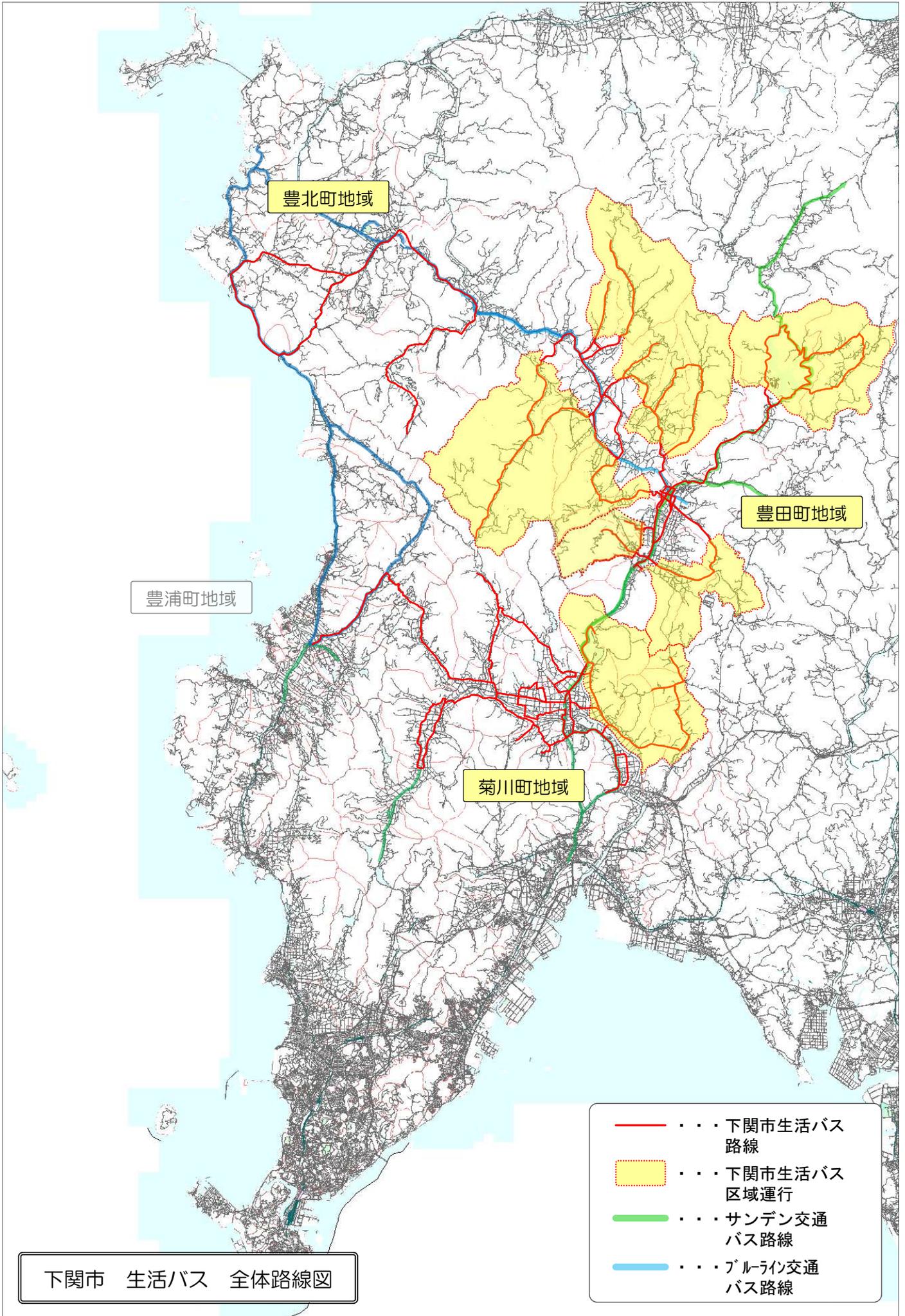
R4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)		運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
				起点	経由地	終点					運行態様 の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統等と 接続の確保	基準ホで 該当する要件 (別表7のみ)
下関市	下関市	(1)	空路子線		下空路子 下八道 鷹子・庭田			294日	564.0回		区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：殿居ほか9停留所 ・ブルーライン交通(滝部線) ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③
		(2)	一の俣線		一ノ俣 上浮石 秋葉・稲見			294日	406.0回		区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：荒木温泉ほか8停留所 ・ブルーライン交通(滝部線) ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③
		(3)	今出線		今出 台			294日	564.0回		区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：石柱溪口ほか6停留所 ・サンデン交通 (下仙崎線、下関・豊田線、仙崎線)	③
		(4)	一の瀬線		日高萩			294日	335.0回		区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：阿座上口ほか6停留所 ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③
		(5)	縦ノ木 ・保木線		中山 保木 轡井			294日	365.0回		区域	②-(2)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：岡枝、田部停留所 ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③
		(6)	内日・田部 循環線	バス ターミ ナル	吉賀・檜崎 日新・植田 内日下	バス ターミ ナル	23.8km 循環	294日	1,470.0回		路線定期	②-(2)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：内日河原停留所、岡枝、田部停留所 ・サンデン交通 (新下関線、下関・豊田線、仙崎線)	③
		(7)	久野線	バス ターミ ナル	吉賀 檜崎 久野	多々良	往 13.7km 復 13.7km	205日	307.5回		路線定期	②-(2)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：岡枝、田部停留所 ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。





豊北町地域

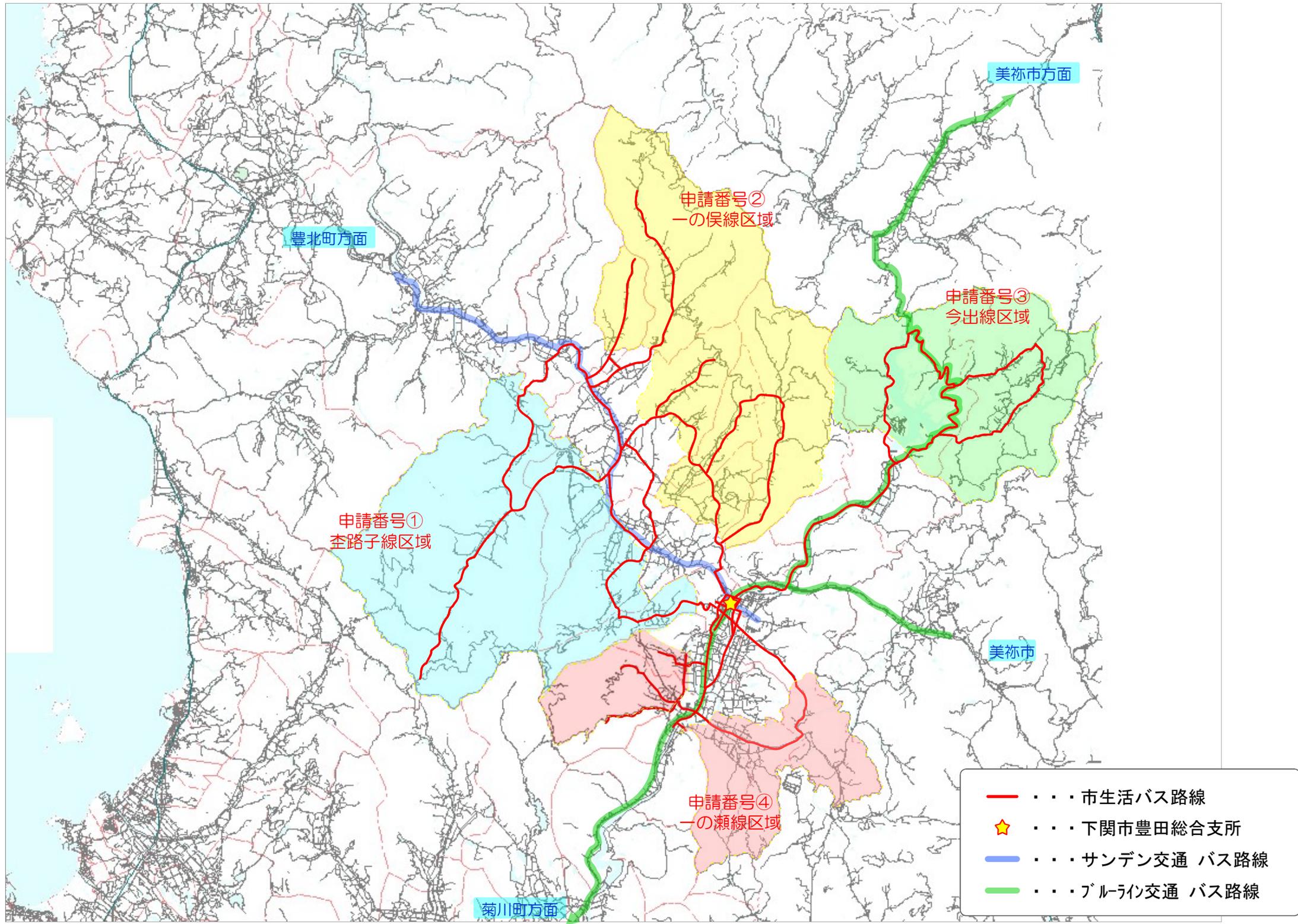
豊田町地域

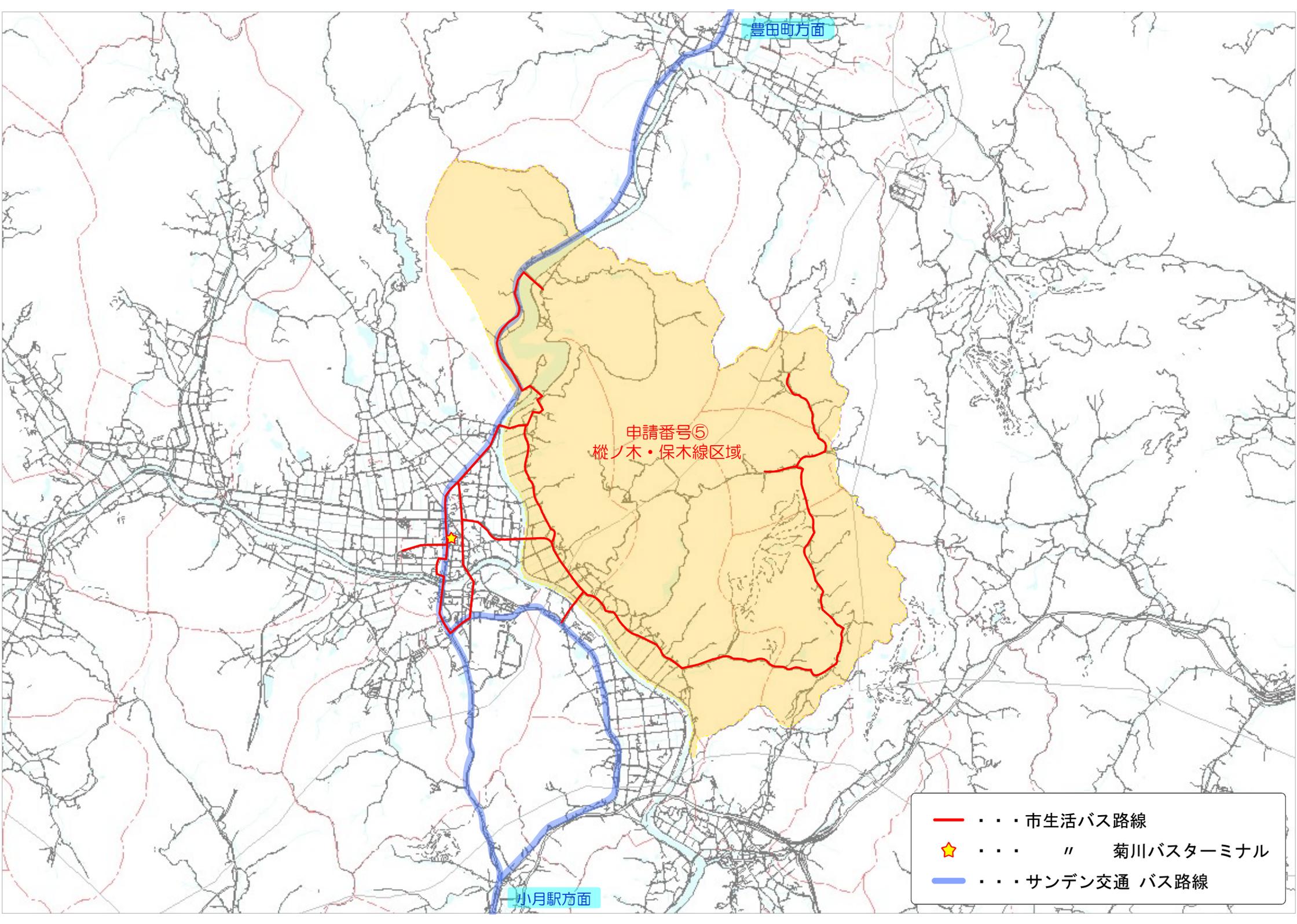
豊浦町地域

菊川町地域

下関市 生活バス 全体路線図

- . . . 下関市生活バス  
路線
- . . . 下関市生活バス  
区域運行
- . . . サンデン交通  
バス路線
- . . . ブルーライン交通  
バス路線



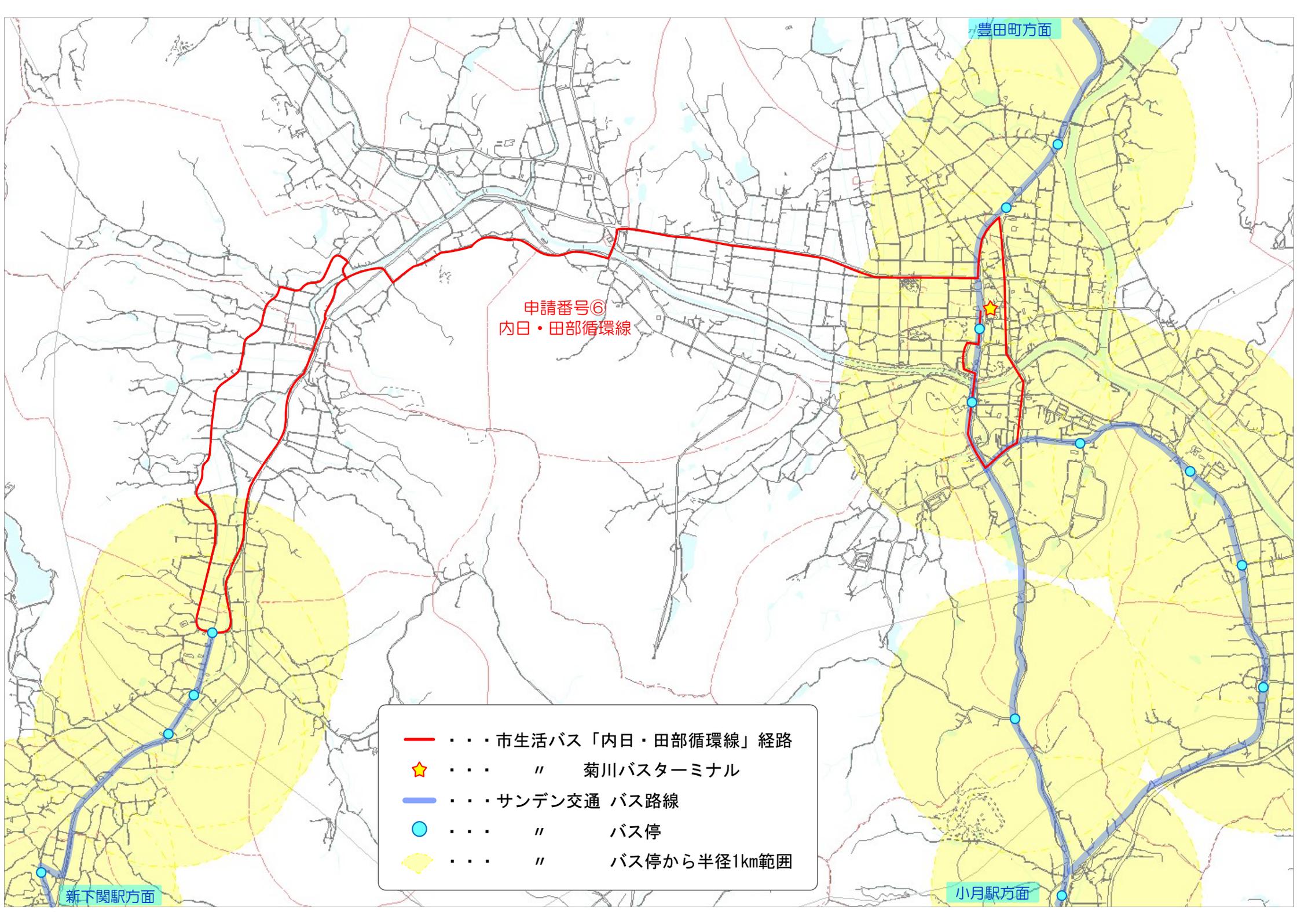


豊田町方面

申請番号⑤  
縦ノ木・保木線区域

小月駅方面

- . . . 市生活バス路線
- ★ . . . 菊川バスターミナル
- . . . サンデン交通 バス路線



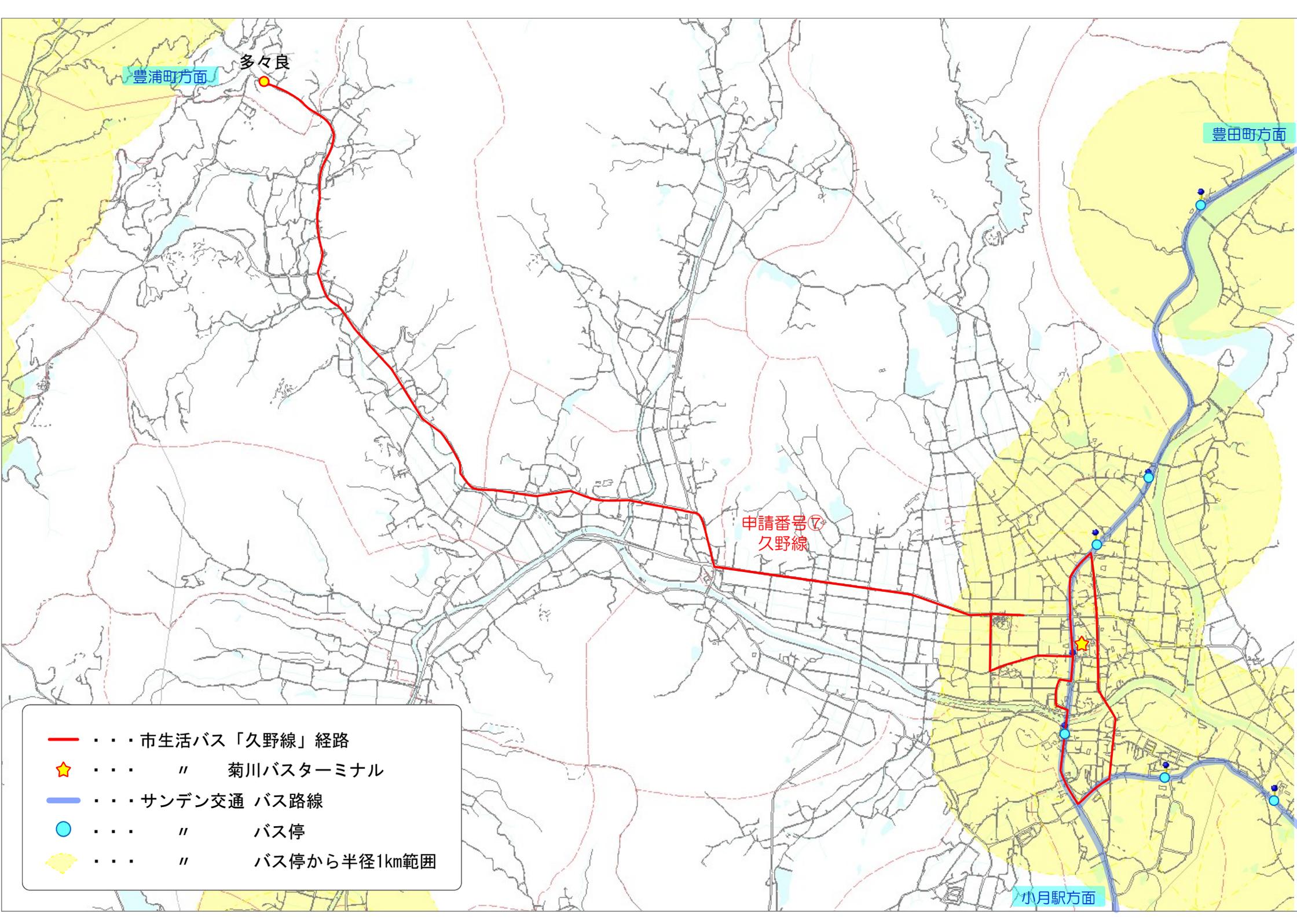
豊田町方面

申請番号㉔  
内日・田部循環線

- . . . 市生活バス「内日・田部循環線」経路
- ★ . . . 菊川バスターミナル
- . . . サンデン交通 バス路線
- . . . バス停
- . . . バス停から半径1km範囲

新下関駅方面

小月駅方面



豊浦町方面

多々良

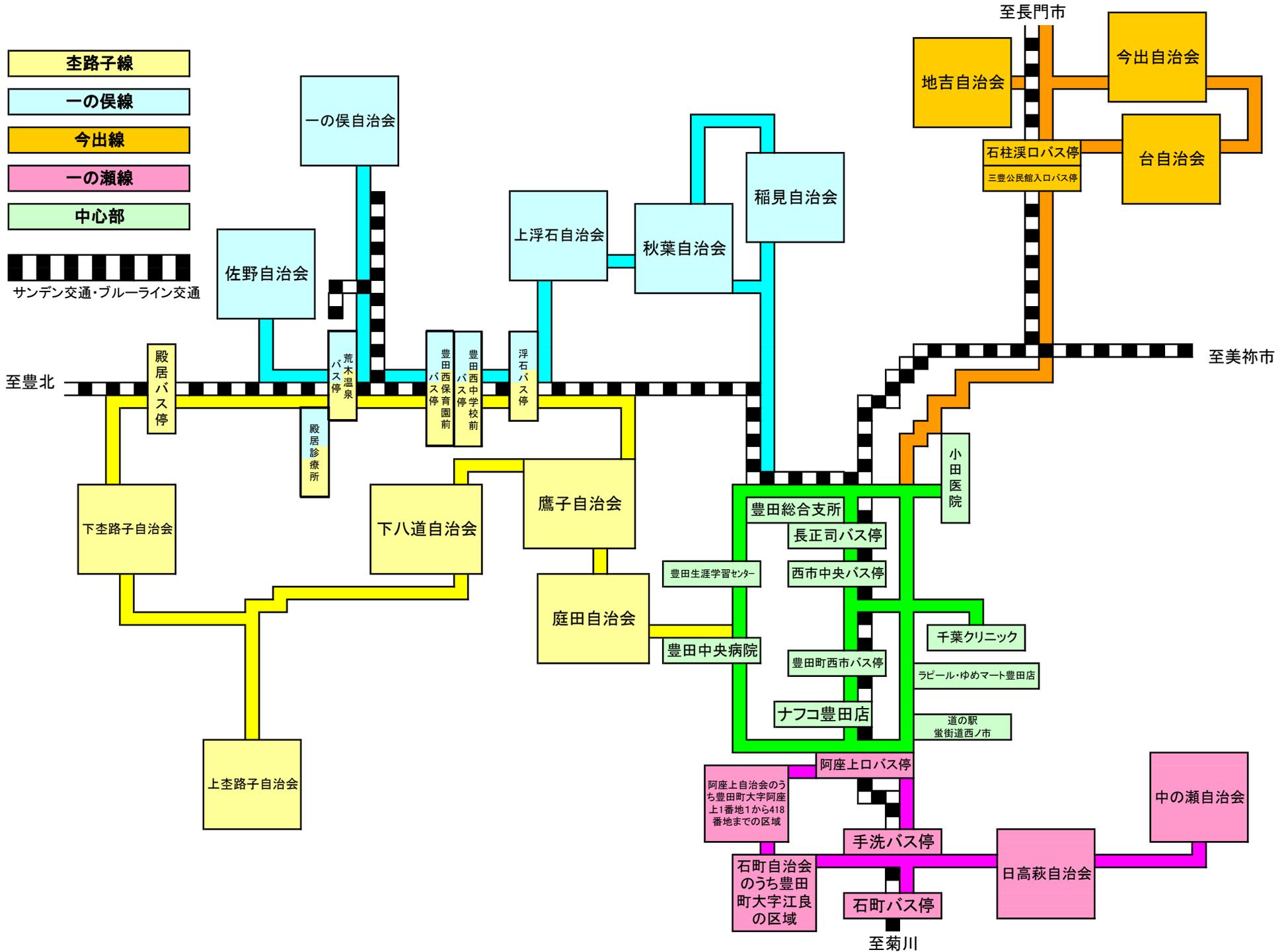
豊田町方面

申請番号 久野線

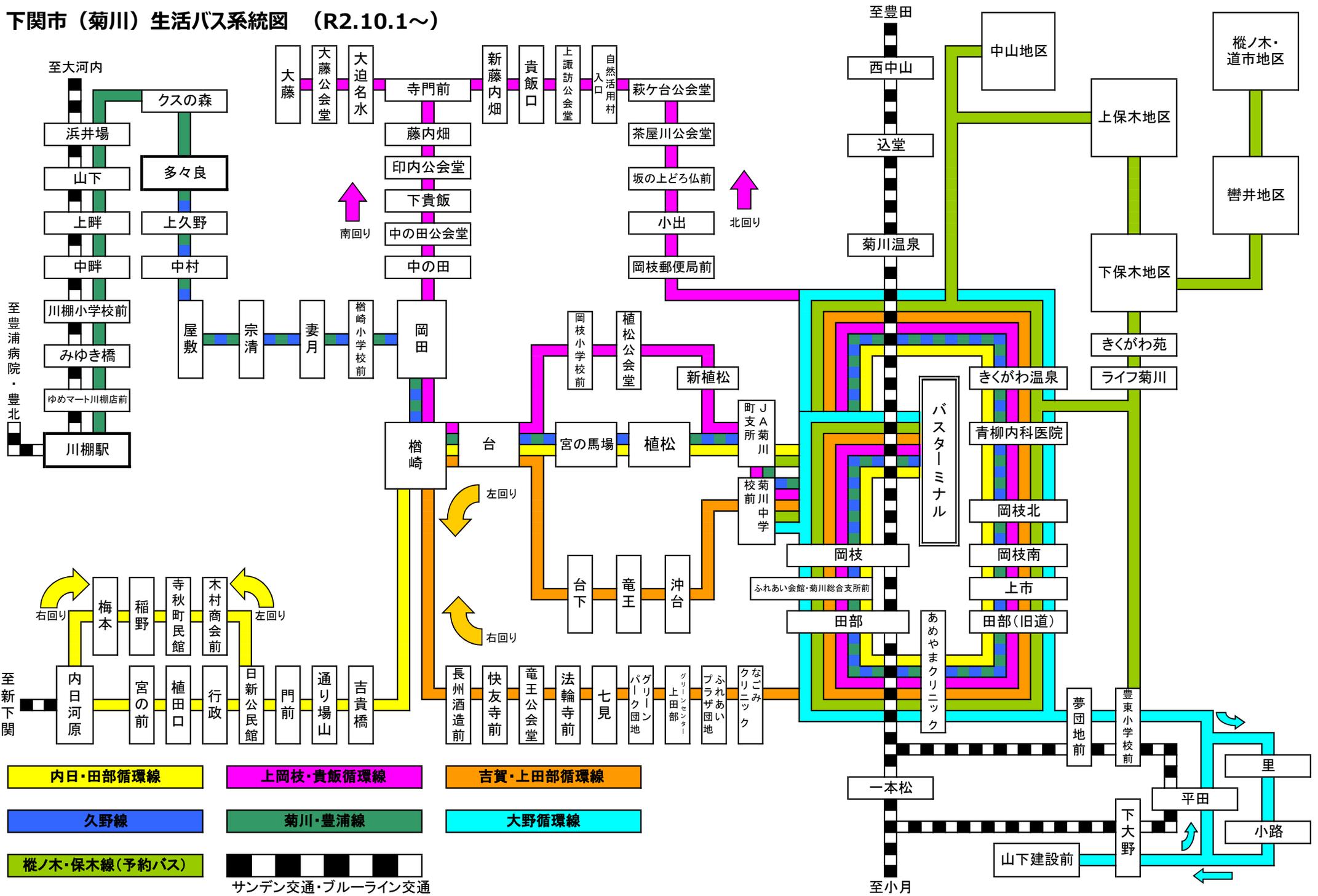
- 市生活バス「久野線」経路
- ★ 菊川バスターミナル
- サンデン交通 バス路線
- バス停
- バス停から半径1km範囲

小月駅方面

# 下関市（豊田）生活バス系統図（R2.10.1～）



# 下関市（菊川）生活バス系統図 (R2.10.1~)



サンデン交通・ブルーライン交通

【フィーダー補助系統の概要一覧】

※ 複数運行事業者である場合の参考

表 1 添付資料

申請番号	運行事業者	運行系統名	運行ダイヤ	運行回数/日	キロ程 (km) 又は 1回当たりの サービス提供時間	結節点の概要 (バス路線名・駅・港等)	備考
1	下関市	空路子線	月～土 (日・祝日・12月29日～1月3日運休)	3回/日	60分	・ブルーライン交通株 (滝部線) ・サンデン交通株 (下関・豊田線、仙崎線)	区域運行 (デマンド)
2	下関市	一の俣線	月～土 (日・祝日・12月29日～1月3日運休)	3回/日	60分	・ブルーライン交通株 (滝部線) ・サンデン交通株 (下関・豊田線、仙崎線)	区域運行 (デマンド)
3	下関市	今出線	月～土 (日・祝日・12月29日～1月3日運休)	3回/日	60分	・サンデン交通株 (下仙崎線、下関・豊田線、 仙崎線)	区域運行 (デマンド)
4	下関市	一の瀬線	月～土 (日・祝日・12月29日～1月3日運休)	3回/日	40分	・サンデン交通株 (下関・豊田線、仙崎線)	区域運行 (デマンド)
5	下関市	樅ノ木・保木線	月～土 (日・祝日・12月29日～1月3日運休)	4回/日	60分	・サンデン交通株 (下関・豊田線、仙崎線)	区域運行 (デマンド)
6	下関市	内日・田部 循環線	月～土 (日・祝日・12月29日～1月3日運休)	5回/日	23.8km/回	・サンデン交通株 (新下関線、下関・豊田線、 仙崎線)	路線定期運行
7	下関市	久野線	月～金 (土・日・祝日・12月29日～1月3日 ・市立小中学校の休業日運休)	1.5回/日	27.4km/回	・サンデン交通株 (下関・豊田線、仙崎線)	路線定期運行

○運行回数は、1往復を1回とし、循環系統の場合は1循環で運行回数1回とする。往路若しくは復路の場合のみの場合は0.5回とする。

# 生活バスをご利用ください！

予約によって、各路線1日3便運行します。

利用料金は、距離に関係なく1回の乗車につき**大人100円・小学生以下50円**です。  
回数券または現金でお願いします。

(現金の場合おつりは出ないのでご注意ください。)

回数券はバス車内または豊田総合支所地域政策課窓口で購入できます。

障害者等割引＝手帳等提示により料金が半額になります。

自宅登録対象自治会の方は、登録すればご自宅近くで乗降できます。

ご自宅近くでの乗降車を希望される方は、事前に豊田総合支所地域政策課で申請してください。

○お問合せ先 豊田総合支所地域政策課：083-766-1056

生活バスは予約制です。  
ご利用の際は、まずご予約を！  
およその到着時間をお知らせ  
します。  
(バスの中でも予約できます。)



## 生活バス時刻表

運行：月～土(年末年始と祝日除く)

系統名	空路子線		一の俣線		今出線		一の瀬線	
行先	該当自治会	停留所	該当自治会	停留所	該当自治会	停留所	該当自治会	停留所
	庭田 鷹子 下八道 下空路子 上空路子	庭田公会堂 鷹子集落センター 下八道ふれあいセンター 豊田農業公園みのりの丘 下空路子公会堂 空路子清流館 河内集会所 野谷集会所	稲見 秋葉 上浮石 一の俣 佐野	稲見上集会所 稲見下集会所 稲見生活改善センター 金道管理センター 小谷管理センター 一の俣集会所 本浴上生活改善センター 佐野公会堂	台 今出 地吉	台集会所 今出集会所 地吉集会所	日高萩 中の瀬 石町 (江良地区) 阿座上 (1番地1か ら418番地)	日野温泉いこいの家 日野公会堂 高山公会堂 萩原公会堂 中の川集落センター 一の瀬公会堂 江良公会堂 阿座上公会堂
予約電話番号	0120-39-1142		0800-200-8220		0800-200-8220		0800-200-8220	
西市車庫発時刻	8:00 13:00 15:00		8:00 11:30 13:30		8:00 11:30 13:30		8:30 13:00 16:30	
予約〆切時間等	※3日前から当日出発時刻の30分前まで (1便は前日の午後7時まで) ※受付時間 午前9時から午後7時まで							

下関市(菊川)生活バス時刻表

令和2年10月1日

Table with bus routes and schedules for '内日・田部循環線(左回り)' and '内日・田部循環線(右回り)'. Columns include stop names and times for 1, 3, and 5 buses.

Main bus schedule table for '下関市(菊川)生活バス時刻表'. Columns include stop names and times for 1, 2, 3, 4, 5, and 6 buses. Includes route names like '菊川・豊浦線(久野線)' and '菊川・豊浦線(川野線)'.

\*久野線の多々良発第1便、第5便及びバスターミナル発第4便については、土曜日、1月1日～1月7日、3月27日～4月7日、7月21日～8月23日、12月25日～12月31日の期間は運行しませんのでご注意ください。

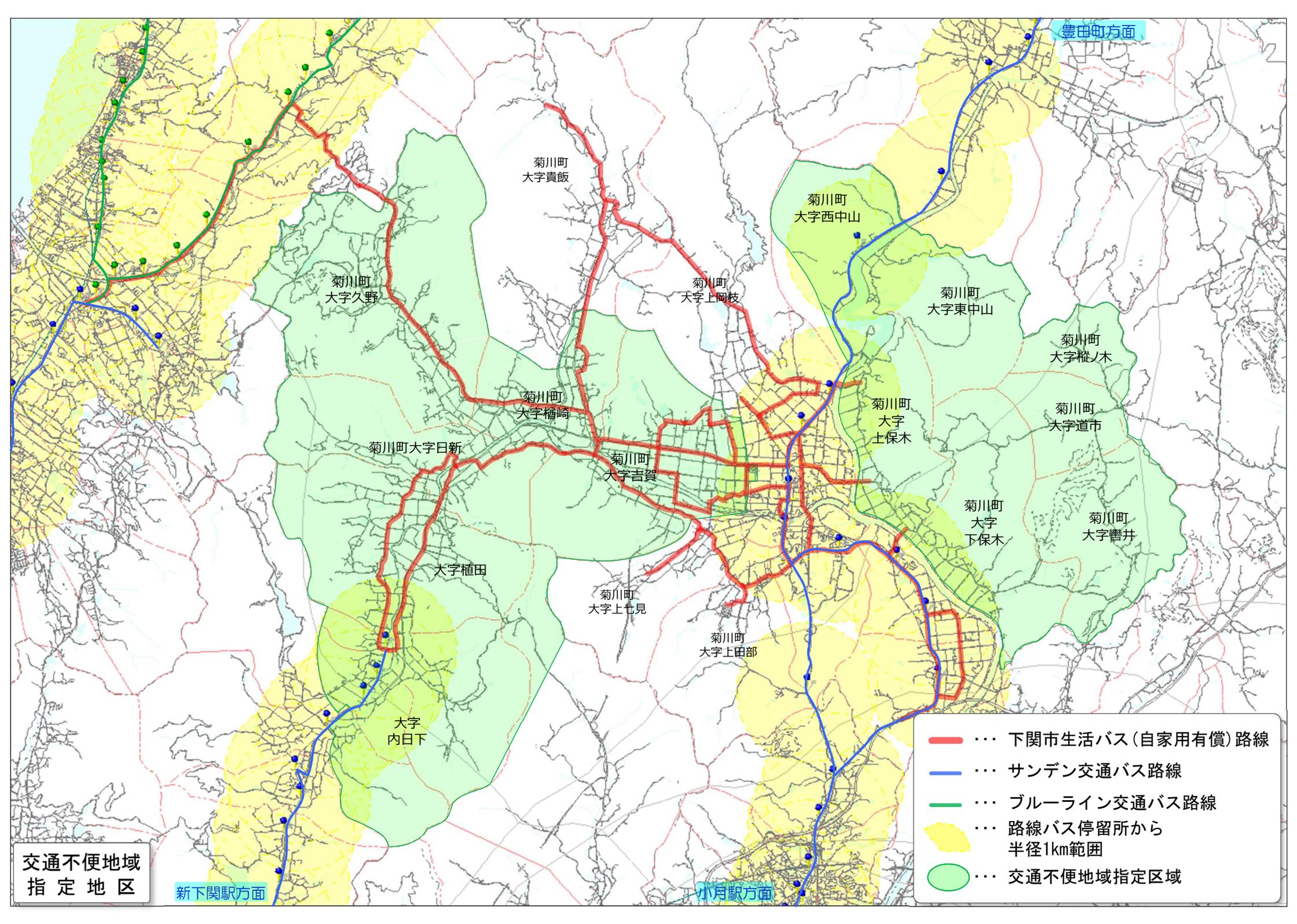
Table with bus routes and schedules for '上岡枝・貴飯循環線(北回り)' and '上岡枝・貴飯循環線(南回り)'. Columns include stop names and times for 1, 2, and 3 buses.

Table with bus routes and schedules for '吉賀・上田部循環線(右回り)' and '吉賀・上田部循環線(左回り)'. Columns include stop names and times for 1, 2, 3, 4, and 5 buses.

Table with bus routes and schedules for '大野循環線'. Columns include stop names and times for 1, 2, and 3 buses.

縦ノ木・保木線(予約バス) section. Includes a table for departure times (1, 2, 3, 4 buses) and a reservation phone number: 0120-874-302. Text explains the reservation system and provides contact information for the bus center.

※ご利用について
運休日: 日曜、祝日及び12月29日～1月3日
料 金: 1回乗車につき100円(小学生以下半額。1歳未満無料。)
その他: 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方は減免制度があります。ご利用の際には、必ず手帳を運転手に提示してください。



交通不便地域  
指定地区

新下関駅方面

小月駅方面

豊田町方面

- ... 下関市生活バス(自家用有償)路線
- ... サンデン交通バス路線
- ... ブルーライン交通バス路線
- ... 路線バス停留所から半径1km範囲
- ... 交通不便地域指定区域

菊川町  
大字久野

菊川町  
大字貴飯

菊川町  
大字西中山

菊川町  
大字東中山

菊川町  
大字上岡枝

菊川町  
大字縦ノ木

菊川町  
大字櫛崎

菊川町  
大字土保木

菊川町  
大字道市

菊川町大字日新

菊川町  
大字吉賀

菊川町  
大字下保木

菊川町  
大字響井

大字植田

菊川町  
大字上七見

菊川町  
大字上田部

大字  
内日下

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	下関市
-------	-----

(単位：人)

	人口
人口集中地区以外	91,997
交通不便地域等	16,885

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
10,337	旧豊田町全域・旧豊北町全域 (ただし、山村振興法の地区は除く)	過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域
4,258	旧豊田町(西市町、殿居村) 旧豊北町(田耕村・宇賀村)	山村振興法に基づく振興山村地域
177	六連島・蓋井島	離島振興法
2,113	内日・菊川町	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

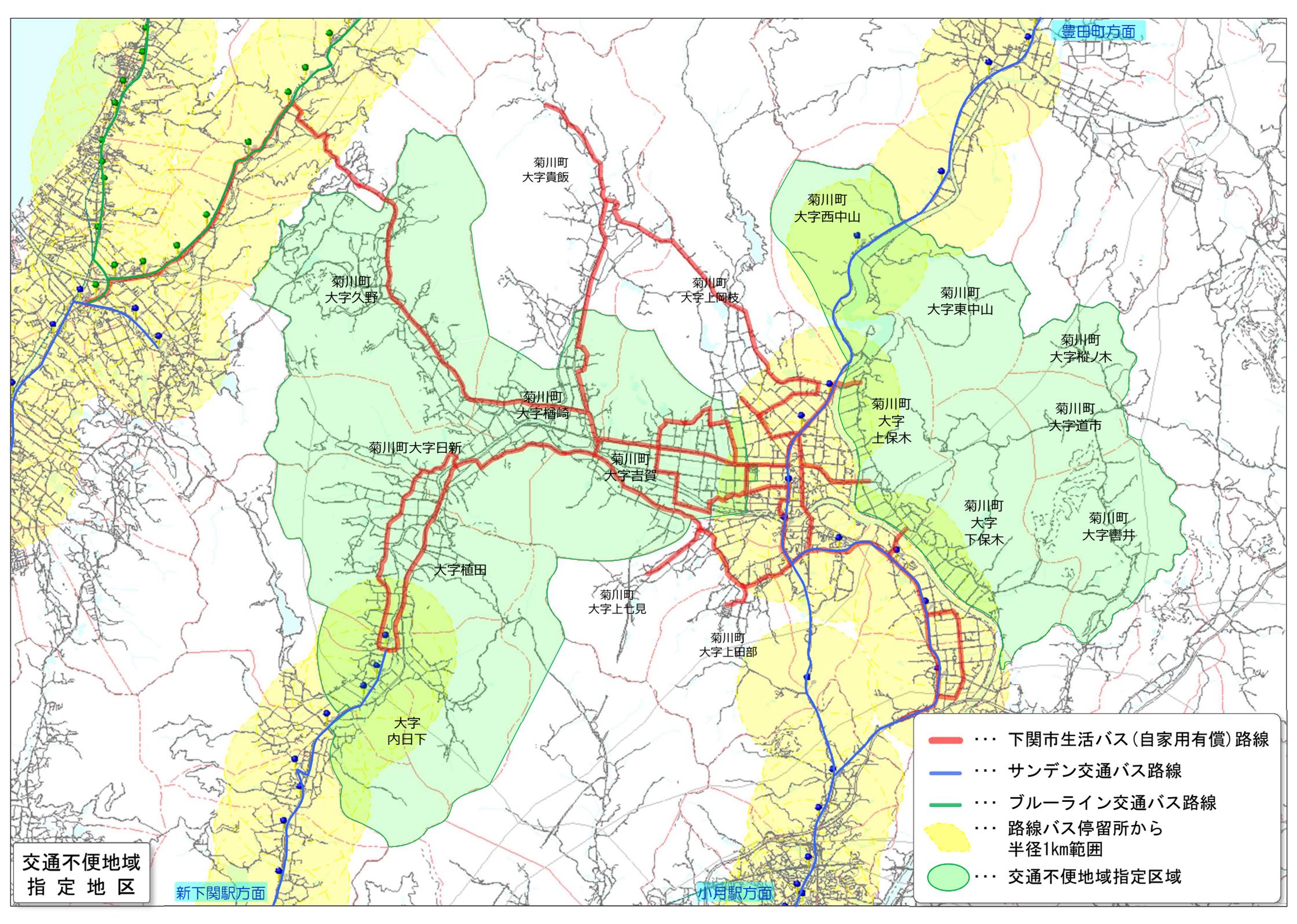
計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
下関市地域公共交通網形成計画	平成30年3月30日	平成31年度

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ2(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ2(2))(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ2(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。  
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)



交通不便地域  
指定地区

新下関駅方面

小月駅方面

豊田町方面

- ... 下関市生活バス(自家用有償)路線
- ... サンデン交通バス路線
- ... ブルーライン交通バス路線
- ... 路線バス停留所から半径1km範囲
- ... 交通不便地域指定区域

菊川町  
大字久野

菊川町  
大字貴飯

菊川町  
大字西中山

菊川町  
大字東中山

菊川町  
大字上岡枝

菊川町  
大字縦ノ木

菊川町  
大字櫛崎

菊川町  
大字土保木

菊川町  
大字道市

菊川町大字日新

菊川町  
大字吉賀

菊川町  
大字下保木

菊川町  
大字響井

大字植田

菊川町  
大字上七見

菊川町  
大字上田部

大字  
内日下

【 指定地域世帯数及び人口 】

地方運輸局へ指定を申請する地域

(人)

地区別	町名	世帯数	人口	世帯あたりの人口	交通空白地世帯数	交通空白地人口	※小数点以下切捨て
内日	大字内日下	211	441	2.1	103	216.3	
内日	大字植田	102	195	1.9	69	131.1	
菊川	菊川町大字久野	101	215	—	101	215.0	全域空白地
菊川	菊川町大字檜崎	252	548	—	252	548.0	全域空白地
菊川	菊川町大字日新	88	192	—	88	192.0	全域空白地
菊川	菊川町大字吉賀	285	721	2.5	255	637.5	
菊川	菊川町大字西中山	25	59	2.4	2	4.8	
菊川	菊川町大字東中山	15	32	2.1	0	0.0	
菊川	菊川町大字上保木	76	176	2.3	19	43.7	
菊川	菊川町大字下保木	65	162	2.5	11	27.5	
菊川	菊川町大字縦ノ木	7	12	—	7	12.0	全域空白地
菊川	菊川町大字道市	14	20	—	14	20.0	全域空白地
菊川	菊川町大字轡井	33	66	—	33	66.0	全域空白地
計					954	2,113.9	<b>2,113</b>

※住民基本台帳より（令和3年3月31日現在）

※交通空白地世帯数は下関市統合型GISからカウント

【 下関市の人口集中地区以外の地区及び交通不便地域 】

